第3次山形県環境計画、山形県地球温暖化対策実行計画及び第2次山形県循環型社会形成推進計画の中間見直しに向けたスケジュール

	平成27年度					平成28年度			
	第 1 四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第 4 四半期	
第2次山形県循環型社 会形成推進計画	◎県環境審議会 (全体会: H27.6.19)・見直しに関する諮問	◎地域循環検討会議開催・計画の達成状況の評価・検証結果等を踏まえた市町村、一部事務組合、総合支庁との意見交換◎県環境審議会(環境計画管理部会①)・計画の進捗状況、見直しの方向性について審議		 ◎県環境審議会 (環境計画管理部会②) ・見直し素案の審議・決定 ◎パブリックコメント ⑨県環境審議会 (環境計画管理部会③) ・見直し案の審議・決定 ⇒第1次答申 		◎県環境審議会 (環境計画管理部会④)・計画の進捗状況審議			
山形県地球温暖化対策 実行計画	◎県環境審議会 (全体会: H27.6.19)・見直しに関する諮問	◎県環境審議会 (環境計画管理部会①)・計画の進捗状況、見直しの 方向性について審議		◎県環境審議会 (環境計画管理部会②) ・COP21に向けた政府の 動向について説明等 ◎県環境審議会 (環境計画管理部会③) ・政府の地球温暖化対策計画 及び地方公共団体の役割、今 後のスケジュール等について 説明等		◎県環境審議会 (環境計画管理部会④)・計画の進捗状況、見直しの 概要について審議	◎県環境審議会 (環境計画管理部会⑤)・見直し素案について審議	◎パブリックコメント◎県環境審議会(環境計画管理部会⑥)・見直し案の審議・決定⇒第2次答申	
	口政府の動き	□長期エネルギー需給見通し [エネルギーミックス] (決定: H27.7.16) □日本の約束草案 (決定: H27.7.17) □「適応計画」策定 (地球温暖化に伴う被害軽減 策のとりまとめ)		□地球温暖化対策計画策定 (地方公共団体の役割・施策 例の提示)					
第 3 次山形県環境計画	◎県環境審議会 (全体会: H27.6.19)・見直しに関する諮問	◎県環境審議会 (環境計画管理部会①)・計画の進捗状況、見直しの 方向性について審議	次の個別計画や税制度の動き ・第2次山形県循環型社会形・山形県地球温暖化対策会形・山形県北京ルギー戦略(政 ・断たな生活排水処理施設整・山形県産業廃棄物税の検証・やまがた緑環境税の検証	成推進計画の見直し(H27) 計画の見直し(H27-28) 策推進プログラム)の見直し 備基本構想の策定(H27) (H27)	(H28)	◎県環境審議会 (環境計画管理部会④) ・計画の進捗状況、見直しの 概要について審議◎地域検討会 ・環境保全活動実践者の取組 みの広聴	◎県環境審議会 (環境計画管理部会⑤)・見直し素案について審議	◎パブリックコメント◎県環境審議会(環境計画管理部会⑥)・見直し案の審議・決定⇒第2次答申	

地球温暖化対策に係る動向について

参考

(H27)	国際的な動向 ◇地球温暖化対策の国際 会議(COP21 12月パリ(仏))	国の動向	県の動向
(H27)	会議(COP21 12月 パリ(仏))		
	※京都議定書に代わる温室効果 ガス削減の新たな枠組みの構築 ◇G7 エルマウ・サミット (ドイツ バイエルン州 6 月) 《ポスト京都議定書への主要国の動向》 ※国 2025 まで 2005 比▲26~28% EU 2030 まで 1990 比▲40% ロジア 2030 まで 1990 比▲40% ロジア 2030 まで 1990 比▲40% 中国 2030 まで 2005 比 GDP 当たり	・目標案の合意に向け交渉(予定) ・「地球温暖化対策計画」策定 新目標案を表明し(6月8日)、7 17日に正式決定(同日国連提出) COP21に向けた「日本の約束草案 要綱(案)」公表(4月30日) (目標) 2030 まで 2013 比▲26% ※目標は「2005 比▲25.4%」も併せて国連 に提出予定	の策定状況を踏まえ、「山形県 地球温暖化対策実行計画」の見 直しに着手
2013 (H25)	▲60~65% ◇COP19(11 月 ワルシャワ (ポーランド)) 《主要国の削減目標》 E U ▲20%、/ルウェー▲16% 豪州▲0.5%、 □シ7、日本等 - 不参加	日本独自の新削減目標を表明 (目標) 2020 まで 2005 比▲3.8% →カンクン合意に基づく目標 ※2009 鳩山演説の方針転換 「地球温暖化対策の推進に関する 法律の一部を改正する法律」公布、 施行(5月 一部除く)	都道府県の計画策定を義務付け
2012 (H24)	◇COP18 (12 月ドーハ(カタール)) 第二約束期間設定のための 京都議定書の改正案採択 (現時点では未発効 → 発効には 4分の3カ国以上の批准が必要) ◇COP17 (12 月ダーバン(南ア))	京都議定書	「山形県地球温暖化対策実行計画」策定(3月) (期間)2011(H23)~2020(H32) ※5年を目途に見直し (目標)1990(H2)比 ▲20%
2011 (H23)	◇COP17(12 月ダーバン(南ア》) 書 京都議定書第二約束期間 の合意《2013~2020》 第	表明	
(H22)	◇COP16(11 月カンクン(メキシュ))第一約束期間以降の目標・ 行動の枠組みの合意 (カンクン合意)※	※京都議定書とは別の枠組みで、米国等の離脱国や中国等 束の途上国も含めた削減目標・ 期間 行動を新たに設定したもの (2)	
2009 (H21) 2008 (H20)	(カンクン合意)※ 《主要国の削減目標》 EU ▲8% (スウェーデンナ4%等の例外あり) 米国(2001 離脱) ▲7% かけが(2012 離脱) ▲6% ロジア±0%、ノルウェー+1%、豪州+8% ※中国は対象外(後進国扱い)	鳩山総理(当時)の国連演説 2020まで1990比▲25% 2020まで1990と125%	「山形県地球温暖化防止アクションプログラム」策定(3月) (期間)2008(H20)~2010(H22) ※「山形県地球温暖化対策地域推進計画」目標の確実な達成のため策定
2005 (H17)	京都議定書 発効(2月) 第一約束期間《2008~2012》	「京都議定書目標達成計画」の閣議 決定(4月) (目標)1990 比 ▲6% →(実績)5 カ年平均▲8.4%	「山形県地球温暖化対策地域 推進計画」改訂(H18 年 3 月)
2004 (H16)	ロシアが京都議定書を批准(11月) →議定書の発効要件が充足		
2000 (H12)	一成人 目 ソ 元 別 女 下 が 儿 戊		「山形県地球温暖化対策地域推進計画」策定(3月) (期間)2000(H12)~2010(H22) (目標)1990(H2)比 ▲7% (実績) " ▲5% (2010) ※調整後排出係数による算出時:▲14%
1998 (H10)		「地球温暖化対策の推進に関する 法律」公布、施行(10月 一部除く)	都道府県の計画策定は努力義務
1997 (H9)	◇COP3(12 月 京都) 法的拘束力のある数値目標を定め た「京都議定書」を採択 191 カ国+EU で批准(2014 年現在) ※米国 2001 年、カナダ 2012 年離脱	京都議定書 批准(2002年6月)	

※1990 年代までに先進国の温室効果ガス排出量を 1990 年水準にすることを目標に定めた「国連気候変動枠組条約」が 1992 年に採択。条約で「条約締結国会議(COP)」を最高機関として設置することを定め、1995 年(COP1 ベルリン)から毎年開催。

※京都議定書の発効要件:次の①②ともに充足すること (2004年のロシア批准により②が充足。①は2002年に充足)

①条約締結国のうち 55 カ国以上の批准 ②先進国等の排出量総量のうち批准国分 55%超

※京都議定書の削減目標設定:【対象】先進国、【基準年】第一・第二約束期間とも 1990 年(ただし一部のガスは 1995 年)